4－2　記録事項

4－2－1　提供者の記録事項（法第25条第1項関係）

法第25条（第1項）

1　個人情報取扱事業者は、個人データを第三者（略）に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。（略）

4－2－1－1　オプトアウトによる第三者提供をする場合（規則第13条第1項第1号関係）

規則第13条（第1項）

1　法第25条第1項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

(1)　法第23条第2項の規定により個人データを第三者に提供した場合　次のイからニまでに掲げる事項

イ　当該個人データを提供した年月日

ロ　当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）

ハ　当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

ニ　当該個人データの項目

個人情報取扱事業者が、オプトアウトによる個人データの第三者提供を行う場合は、次の項目を記録しなければならない。

(1)　「当該個人データを提供した年月日」

(2)　「当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）」

【不特定かつ多数の者に対して提供している事例】

事例1）個人データをインターネット上に公開し、不特定多数の者が閲覧できる状態に置いている場合

事例2）住宅地図を市販する場合

(3)　「当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項」

【その他の当該本人を特定するに足りる事項に該当する事例】

事例）本人ごとに番号・ＩＤなどを付して個人データの管理をしている場合において、当該番号・ＩＤなどにより本人を特定できるときの当該番号・ＩＤ

実際に提供した個人データ自体に「本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項」が含まれている場合には、当該個人データ自体を保存することをもって「本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項」を記録したものとすることもできる。

なお、例えば「当社が有する全ての個人情報に係る本人」等の記載では、「当該本人を特定するに足りる」ものではないと解される。

(4)　「当該個人データの項目」

事例1）氏名、住所、電話番号、年齢

事例2）氏名、商品購入履歴

実際に提供した個人データ自体又はその写し等を、「当該個人データの項目」の記録とすることもできる。

なお、例えば「当社が有するいずれかの情報」等の記載では、「当該個人データの項目」には該当しないものと解される。

4－2－1－2　本人の同意による第三者提供をする場合（規則第13条第1項第2号関係）

規則第13条（第1項）

1　法第25条第1項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

(1)　（略）

(2)　法第23条第1項又は法第24条の規定により個人データを第三者に提供した場合　次のイ及びロに掲げる事項

イ　法第23条第1項又は法第24条の本人の同意を得ている旨

ロ　前号ロからニまでに掲げる事項

個人情報取扱事業者が、本人の同意に基づき個人データの第三者提供を行う場合は、次の項目を記録しなければならない。

(1)　「法第23条第1項又は法第24条の本人の同意を得ている旨」

典型例として、契約書その他の書面に本人の同意が記載されている場合が該当する。

そのほか、個人情報取扱事業者の事業の内容、第三者提供の態様等に鑑みて、同意の存在を明示的に又は黙示的に示す証跡等がある場合には、当該証跡等をもって「同意を得ている旨」の記録とすることもできる。

例えば、個人情報取扱事業者のシステムの設定により、本人の同意を得た場合のみ第三者提供が実施されることとなっている場合には、それをもって同意の存在を示す証跡があるものとすることができる。

(2)　「当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）」

「4－2－1－1　オプトアウトによる第三者提供(2)」を参照のこと。

(3)　「当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項」

「4－2－1－1　オプトアウトによる第三者提供(3)」を参照のこと。

(4)　「当該個人データの項目」

「4－2－1－1　オプトアウトによる第三者提供(4)」を参照のこと。

＜提供者の記録事項＞

| | 提供年月日 | 第三者の氏名等 | 本人の氏名等 | 個人データの項目 | 本人の同意 |
|---|---|---|---|---|---|
| オプトアウトによる第三者提供 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 本人の同意による第三者提供 | | ○ | ○ | ○ | ○ |

4－2－2　受領者の記録事項（法第26条第3項関係）

法第26条（第3項）

3　個人情報取扱事業者は、第1項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。